

報告第 6 号

臨時代理した事件(名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定)の承認について

名張市学校の管理に関する規則（昭和34年教育委員会規則第24号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定したので報告し、承認を求める。

令和 2年 4月 2日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

名張市立小中学校で勤務する県費負担の教職員の業務量を適切に管理するための措置として、業務を行う時間の上限を定めるため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 県費負担の教職員の業務を行う時間の上限を、1か月について45時間かつ1年について360時間（一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、1か月について100時間未満かつ1年について720時間等）とする。
- (2) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

名張市学校の管理に関する規則（昭和34年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（県費負担の教職員の業務量の適切な管理等）

第16条の2 教育委員会は、県費負担の教職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針（第3項において単に「指針」という。）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

（1）1か月について45時間

（2）1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

（1）1か月について100時間未満

（2）1年について720時間

（3）1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

（4）1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(県費負担の教職員の業務量の適切な管理等)</u></p>	
<p>第16条の2 <u>教育委員会は、県費負担の教職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針（第3項において単に「指針」という。）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 1か月について45時間</u></p>	
<p><u>(2) 1年について360時間</u></p>	
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 1か月について100時間</u></p>	
<p><u>(2) 1年について720時間</u></p>	
<p><u>(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間</u></p>	
<p><u>(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月</u></p>	
<p>3 <u>前2項に定めるもののほか、教育委員会は、指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。</u></p>	